

知床世界自然遺産候補地 科学委員会設置要綱

(目 的)

第1条 世界自然遺産に推薦された知床の自然環境を把握し、科学的なデータに基づいて陸域と海域の統合的な管理に必要な助言を得るため、学識経験者による委員会を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 世界自然遺産候補地の保護管理に関する事項
- (2) 保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員、オブザーバー、及び事務局をもって構成する。

- (1) 委 員
事務局長から委嘱された学識経験者
- (2) オブザーバー
保護管理に係る行政機関
- (3) 事務局
第5条第1項に定める行政機関

(運 営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議事進行を行う。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員会は、重要な事項について検討を深めるため、委員会のもとに部会またはワーキンググループを設置することができる。
- 5 委員会は、原則として公開とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長が務める。

(その他)

第6条 委員会は、候補地の適正な管理に資するため、知床世界遺産候補地地域連絡会議及び知床国立公園利用適正化検討会議等との連携・協力を図る。

- 2 上記に定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

知床世界自然遺産候補地科学委員会 委員

五十嵐恒夫	北海道大学名誉教授
石城 謙吉	北海道大学名誉教授
石川 幸男	専修大学北海道短期大学園芸緑地科教授
大泰司紀之	酪農学園大学教授
梶 光一	北海道環境科学研究センター主任研究員
金子 正美	酪農学園大学助教授
工藤 岳	北海道大学大学院地球環境科学研究科助教授
小林 万里	NPO法人 北の海の動物センター／北海道大学
小宮山英重	野生鮭研究所
桜井 泰憲	北海道大学大学院水産科学研究科教授
佐野 満廣	北海道立稚内水産試験場長
高橋 英樹	北海道大学総合博物館教授
中川 元	斜里町立知床博物館長
中村 太士	北海道大学大学院農学研究科教授
服部 寛	北海道東海大学教授
松田 裕之	横浜国立大学環境情報研究院教授

(以上50音順)

知床世界自然遺産候補地科学委員会 オブザーバー

水産庁
北海道教育委員会
斜里町
羅臼町

知床世界自然遺産候補地科学委員会 事務局

環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道

知床世界自然遺産候補地科学委員会
エゾシカ・ワーキンググループの設置について

1. 目的

知床半島に生息するエゾシカによる生態系や自然景観への影響に適切に対処するため、エゾシカを科学的に保護管理する計画案をとりまとめることを目的として、知床世界自然遺産候補地科学委員会・設置要綱第4条第4項に基づき、エゾシカ・ワーキンググループを設置する。

2. 構成

○委員

(科学委員会委員)

石川 幸男 専修大学北海道短期大学教授
梶 光一 北海道環境科学研究センター 主任研究員
松田 裕之 横浜国立大学教授

(特別委員)

宇野 裕之 北海道環境科学研究センター 道東地区野生生物室長
常田 邦彦 (財)自然環境研究センター 研究主幹

○関係行政機関

林野庁北海道森林管理局
北海道環境生活部及び網走支庁、根室支庁
斜里町
羅臼町

○事務局

環境省自然環境局 東北海道地区自然保護事務所

*WGには、検討テーマに応じ、適宜、特別委員を追加する場合がある。

3. 検討スケジュール

平成16年度

- ・基本方針の検討
半島内部のエゾシカ個体群の季節移動の把握

平成17年度

- ・保護管理計画の各内容の検討
半島内部のエゾシカ個体群の季節移動の把握 (継続)
モニタリング手法の検討

平成18年度

- ・保護管理計画の策定
モニタリング手法の検討 (継続)
合意形成

知床世界自然遺産候補地 地域連絡会議 設置要綱

(目 的)

第1条 知床の世界自然遺産登録に向けて、その候補地の適正な管理のあり方を検討するため、「知床世界自然遺産候補地 地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。

(検討事項)

第2条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 知床世界自然遺産候補地(以下「候補地」という)の管理計画に関する事項
- (2) 候補地の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第3条 地域連絡会議は、別紙に掲げる構成機関及びオブザーバーをもって構成する。

(運 営)

第4条 地域連絡会議は、事務局長が召集し、会議の議事進行を務める。

- 2 地域連絡会議には、必要に応じ、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 地域連絡会議の事務局は、環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所、北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省東北北海道地区自然保護事務所長が務める。

(その他)

第6条 地域連絡会議は、候補地の適正な管理に資するため、知床世界自然遺産候補地科学委員会及び知床国立公園利用適正化検討会議等と連携・協力を図る。

- 2 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成15年10月27日から施行する。

平成16年7月7日 一部改正

(別 紙)

知床世界自然遺産候補地 地域連絡会議 構成機関・団体一覧

1. 構成機関（候補地の保全・管理にかかる法律、条例、規則等を所管する関係行政機関）

(1) 関係省庁

- 環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所
- 林野庁北海道森林管理局

(2) 地方公共団体

- 北海道環境生活部
網走支庁及び根室支庁
- 斜里町
- 羅臼町

2. オブザーバー（候補地の保全・管理の推進に関わる地元関係団体）

- 知床の世界自然遺産登録をめざす斜里町民会議
- 羅臼町知床世界遺産登録推進協議会
- 斜里第一漁業協同組合
- ウトロ漁業協同組合
- 羅臼漁業協同組合
- ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会
- 知床ガイド協議会

知床国立公園利用適正化検討会議設置要綱

(目的)

第1条 知床国立公園の望ましい保護と利用のあり方について平成13年度策定された知床国立公園適正利用基本構想に基づき、知床国立公園の適切な保護と利用の推進を図るため、学識経験者、関係団体及び関係行政機関により構成する利用適正化検討会議を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 利用適正化基本計画に関する事項
- (2) 利用適正化基本計画の具体化に関する事項
- (3) 利用ルールに関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる委員、関係団体及び関係行政機関をもって構成する。

- (1) 委員
東北北海道地区自然保護事務所長から委嘱された学識経験者
- (2) 関係団体
知床国立公園の保護と利用に関する地域の主な団体
- (3) 関係行政機関
知床国立公園の保護と利用に関する主な行政機関

(運営)

第4条 検討会議は、事務局が招集する。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要な事項についてさらに検討を深めるため、検討会議の下に部会を設置することができる。
- 4 検討会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所とする。

(その他)

第6条 検討会議は、知床世界自然遺産候補地地域連絡会議及び知床世界自然遺産候補地科学委員会との連携・協力を図る。

- 2 上記に定めのない事項で、検討会議の運営に必要なものについては、別に定める。

附 則 (平成16年6月22日)

この要綱は、平成16年6月22日から施行する。

平成16年12月10日 一部改正

知床国立公園利用適正化検討会議構成メンバー

・検討委員

- 小林 昭裕（専修大学北海道短期大学教授）
- 新庄 久志（釧路市環境政策課湿地保全主幹）
- 高木 晴光（NPO法人ねおす理事長）
- 辻井 達一（財団法人北海道環境財団理事長） ※座長
- 中易 紘一（社団法人日本森林技術協会理事・北海道事務所長）
- 森 信也（財団法人知床財団理事長）

・地域関係団体

（斜里町側）

- 斜里町環境審議会自然環境部会
- ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会
- ウトロ漁業協同組合
- 知床斜里町観光協会

（羅臼町側）

- 羅臼町・知床世界遺産登録推進協議会
- 羅臼漁業協同組合

知床ガイド協議会

・関係行政機関

林野庁

- 北海道森林管理局
- 網走南部森林管理署
- 根釧東部森林管理署
- 知床森林センター

国土交通省

- 釧路開発建設部
- 網走開発建設部

海上保安庁

- 網走海上保安署
- 羅臼海上保安署

北海道

- 網走支庁地域政策部環境生活課
- 根室支庁地域政策部環境生活課
- 釧路土木現業所
- 網走土木現業所

斜里町

羅臼町

環境省

東北海道地区自然保護事務所

知床世界自然遺産候補地管理計画において、科学委員会に言及した部分（抜粋）

（４．管理の枠組み（３） 管理体制 ア．基本的な考え方）

「候補地は、上記の各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道が、地元斜里町及び羅臼町、その他の関係行政機関、関係団体との密接な連携・協力のもとに一体となった管理を行うこととし、今後管理体制の一層の充実に努めていく。また、地元の関係団体等は、候補地の適正な保全・管理が円滑に図られるよう協力する。

関係行政機関、関係団体との効果的な連携・協力を図るため、候補地の管理に当たっては、上記関係行政機関及び関係団体間の連絡調整の場として「知床世界遺産候補地地域連絡会議」（以下「地域連絡会議」という。）を設置する。

この地域連絡会議における検討に際しては、地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴いていくものとする。

また、候補地の自然環境に関する調査研究・モニタリング・評価とその結果に基づく順応的な保全・管理を進めるため、専門家による委員会を設置して、科学的な立場からの助言を得ていくものとする。

さらに、候補地の適正な保全・管理、調査研究・モニタリングに密接な関わりを有する（財）知床財団や（財）自然公園財団、関連する公的施設（斜里町立知床博物館、知床自然センター、知床鳥獣保護区管理センター、羅臼ビジターセンター、知床森林センターなど）及び専門家との密接な連携・協力、情報交換を行う。」

（６．計画の実施その他の事項（１）計画の実施等）

「候補地の適正な保全・管理が遂行されるよう、本管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、今後、関係行政機関・関係団体毎の役割についてさらに検討を深めるとともに、関係行政機関、関係団体は緊密な連携・協力の下、最大限努力する。

候補地の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、専門家による委員会を設置して科学的な立場からの助言を得るものとし、地域連絡会議との密接な連携・協力体制を確立する。

また、本管理計画では記載できなかった候補地の自然環境の管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、候補地の適正な管理を推進する。」